

平成30年度 第4回杉並区地域自立支援協議会 第1次

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

- (1) シンポジウム実行委員会より
- (2) 幹事会の報告
- (3) 地域生活支援拠点等検討チーム報告
- (4) 差別解消支援地域会議の報告

4 検 討

- (1) 相談支援部会より
- (2) 働きかたサポート部会より

<<<10分休憩>>>

- (3) 障害者虐待について

5 今期（6期）のまとめ

6 閉会

<配布資料>

- 資料 1：第8回シンポジウムアンケート結果
- 資料 2：幹事会での検討
- 資料 3：地域生活支援拠点等検討チーム報告
- 資料 4-1 から 4-4 差別解消支援地域会議報告
- 資料 5：相談支援部会活動報告（当日配布）
- 資料 6：就労アセスメント実施報告（当日配布）
- 資料 7：働きかたサポート部会活動報告
- 資料 8：障害者虐待防止に関する区の取組状況について
- 資料 9：第6期地域自立支援協議会の取組み状況と課題

第8回 地域自立支援協議会シンポジウムアンケート結果

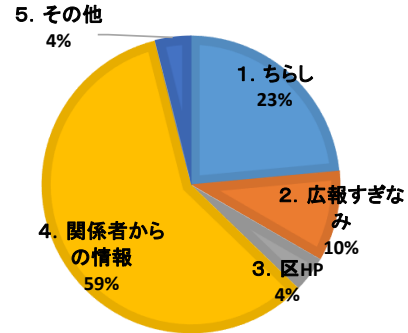
＜当日参加者：80名＞

会場：区役所中棟 6階第4会議室
日時：平成31年1月24日（木）午後1時30分～3時30分

1. 「杉並区地域自立支援協議会第8回シンポジウム」の開催について、どこでしましたか？

(回答数=51)

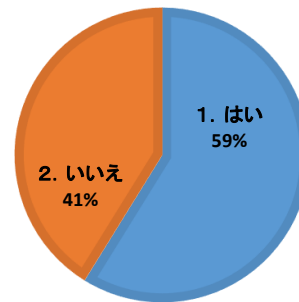
回答	人数	割合
1. ちらし	12	24%
2. 広報すぎなみ	5	10%
3. 区HP	2	4%
4. 関係者からの情報	30	59%
5. その他	2	4%
計	51	100%



2. 「杉並区地域自立支援協議会シンポジウム」への参加は初めてですか？

(回答数=51)

回答	人数	割合
1. はい	30	59%
2. いいえ	21	41%
2回	15	29%
3回	2	4%
4回	2	4%
5回	1	2%
6,7回	0	0%
8回	1	2%
計	51	100%

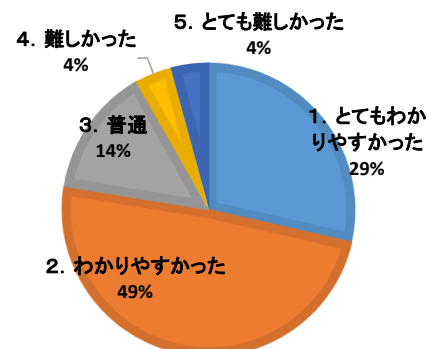


3. 「杉並区地域自立支援協議会第8回シンポジウム」の内容はいかがでしたか？

① 「杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告」について

(回答数=49)

回答	人数	割合
1. とてもわかりやすかった	14	29%
2. わかりやすかった	24	49%
3. 普通	7	14%
4. 難しかった	2	4%
5. とても難しかった	2	4%
計	49	100%



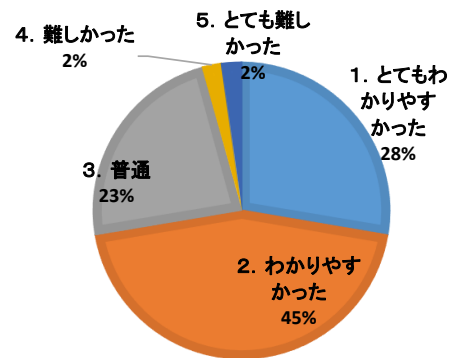
<自由記述 主な意見・感想>

↑聞きやすく、分かりやすい説明で、とても良かった。
 ↑内容を具体的に知ることが出来た。
 ☞一般論ではなく、本会・部会で具体的に話されていることを聞きたいと思いました。
 ☞相談支援が中心の部会だと思った。もっと他の部会の活動内容を知りたい。
 ↘報告の内容が、毎年同じなのでもっと短くてしてもらいたい。

②「しょうがいしゃ しゅうちゅうし えん げんじょう障害者の就労支援の現状」について

(回答数=47)

回答	人数	割合
1. とてもわかりやすかった	13	28%
2. わかりやすかった	21	45%
3. 普通	11	23%
4. 難しかった	1	2%
5. とても難しかった	1	2%
計	47	100%



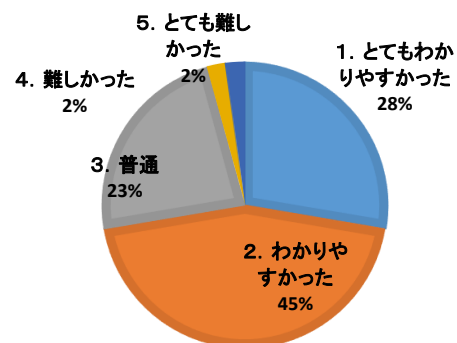
<自由記述 主な意見・感想>

☞雇用率が伸びていない事にびっくりしました。
 ↘エピソードがなかったので、事例を入れてもらった方が良かったと思う。
 ↘時間が足りなかった。もう少しゆっくり聞きたかった。

③パネルディスカッション「ちいき しょうがいしゃ くらし かんが地域における障害者の自立生活（くらし）を考える」について

(回答数=49)

回答	人数	割合
1. とてもわかりやすかった	22	45%
2. わかりやすかった	22	45%
3. 普通	4	8%
4. 難しかった	0	0%
5. とても難しかった	1	2%
計	49	100%



<自由記述 主な意見・感想>

♪2人の当事者から元気もらえました。

♪当事者の生の声を聞いて、不安に思っている話も含め、分かり易く参考になりました。(同意見多数)

♪パネリストになることは、とても勇気の要ることだと思う。当事者自らが発信していくことが本当に大切だと思った

♪杉並で生活している障害者の方の声を上手にパネルディスカッションで表現されていて構成も良かったです。当事者の方の発信は大事だと思いました。

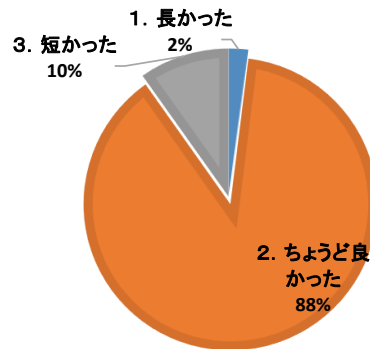
♪パネリストの人の話をもっと聞きたかった。疲れてしまったかもしれませんが、もう一人くらい増やしてケーススタディとなりますので。

♪質問形式はとても分かりやすく良かった。

④全体の時間はいかがでしたか？

(回答数=51)

回答	人数	割合
1. 長かった	1	2%
2. ちょうど良かった	45	88%
3. 短かった	5	10%
計	51	100%



<自由記述 主な意見・感想>

♪パネルディスカッションの時間がたっぷりあるとよい。(他同意見多数)

⑤全体を通しての意見・感想 (その1)

♪シンポジウムが開催され、地域の皆さんが知ることが出来るのは、とても大切だと思いますので、今後の活動に期待しています。

♪また参加したいと思う内容でした。「自立」ということについて伺いたいです。「自立とは何か？」

♪一人ひとりの「働く」ということを、それぞれの生活を相談、関係機関のみならず、地域で安心してその人らしく働く事の出来る様支えていく事が大切と思いました。

♪就労についてもっと事例(成功例・失敗リカバリー例・企業側の話)ももっと盛り込まれていると実論的で、勇気にもなるかと思いました。時間的制約もあり難しいとは思いますが、事例ほど楽しいものはないので。

♪就労支援の相談を多くの人に知ってもらいたいと思います。

♪毎年シンポジウムでご本人の話を聞くのを楽しみにしています。引き出すための事前の打ち合わせや準備がしっかりなされている事を感じます。

⑤全体を通しての意見・感想（その2）

☞ 区からの情報を得ることで、次に進めるなと感じました。

↗ 就労というテーマを通して、地域生活の実状・就労支援の現状を、また自立支援協議会の活動内容も分かりました。

↗ 去年（はじめて参加）は何の事か分からないことが多かったが、今年は少し理解が進み面白く聞けました。

↗ 一般の区民の方にも聞いてほしい内容でした。どうしたら地域の方々に伝えられるのか、そこを乗り越えないと地域共生社会は作れないと思います。

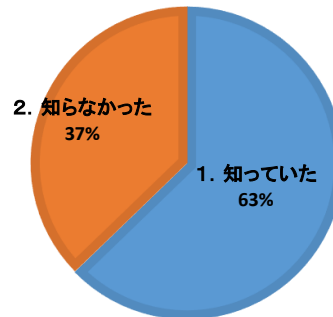
↘ 誰に向けてのシンポジウムなのだろうか。障害者を知らない人にとっては理解の輪が広がるが、どういう問題があるか、どういうことを考えていったら良いか、方向を考える会になればと思う。

4. 杉並区地域自立支援協議会について以下の質問にお答えください。

① 今まで、杉並区地域自立支援協議会のことをご存知でしたか？

（回答数=51）

回答	人数	割合
1. 知っていた	32	63%
あることを知っていた	12	17%
委員を知っていた	4	6%
活動内容を知っていた	5	7%
2. 知らなかった	19	37%
計	51	100%



② 今後、杉並区地域自立支援協議会に期待することはありますか？

☞ 当事者目線に立って記論を踏まえて、実際に区政に反映して欲しい。

☞ パネルディスカッションの部分だけ、年にもう1～2回あるといいと思います。

☞ 今日のパネリストの様な方が多くなるように、又就労が目標とだけ捉えるのではない視点も大切だと思います。就労しないで生きていける社会も、やさしい社会です。

☞ 分かり易く活発な議論を、地域で生活する障害をお持ちの方のためになる協議会であってほしいと思います。

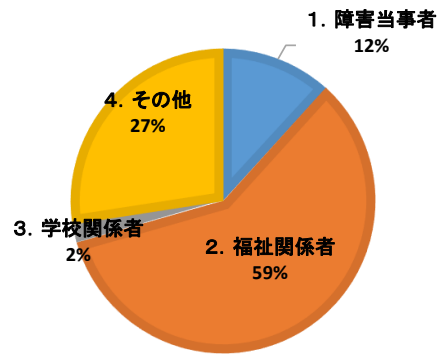
☞ 難病患者など、手帳を持っていない人々の支援団体との意見交換も視野に入れる事を期待。

↘ きれいごとだけでなく、悩んでいる人の声を取り上げて欲しい。

5. あなたのお立場をお答えください。

(回答数=51)

回答	人数	割合
1. 障害当事者	6	12%
2. 福祉関係者	30	59%
3. 学校関係者	1	2%
4. その他	14	27%
計	51	100%



いじょう
以上

テーマ	協議会で出された報告・意見・課題	今後の方向性(幹事会での話し合い)
差別解消 地域支援 会議	<p>・第1回部会及びその後の活動の報告……具体的な取組を实践するグループと条例ありきではないが、そこを目指して種々検討するグループとに分かれて活動を展開することになった。それぞれのグループで活動を開始。また、具体的な取組として高円寺中学校にインクルーシブ教育に行った。アンケートからも好評価だったことを報告</p> <p>⇒インクルーシブ教育は継続の方向か？</p> <p>⇒それぞれのグループの役割分担など見える形にしたほうがよいのでは？</p> <p>⇒これからの取組をどのように展開していくか？どういう方向に向かうのか議論を。</p> <p>⇒区が行っているいろいろなツール(イベントなど)を使って普及啓発してもらえるとよい。シンポジウムの機会を使ったりとか。。</p> <p>⇒検討グループのターゲットはどこか？事例が集まってこないの杉並区内の課題がみえにくい。良い事例も含めて管理</p>	<p>・活動が活発化していくと、今の2グループの活動だけでは回らなくなる可能性あり。次期に向けて組織体をどうするか本会で確認する必要があるのではないか。</p> <p>⇒次回本会で検討</p>
地域移行 促進部会 知的G	<p>・これまで検討して見えてきた課題として、支援者の人材不足やGHの課題(運営が厳しい、週末や年末年始などの過ごし方、1人暮らしへの移行が少ないなど)、すだちの里の課題などを報告。また、知的障害者の地域移行を進めるためには、地域の課題を解決しないと進まないことが明らかになった。地域の課題としては部会当初より議論を続けてきた4つの柱であることを再確認。今後は継続した生活を支援していく視点で別場での議論に移行していくことを提案。</p> <p>⇒人材について行政から何かあるか？</p> <p>…人材不足は深刻、障団連からも要望が挙がっている。すぎのきでも人材育成は課題。定着の努力の共有や育成など公民間問わず一緒に考えていきたい。</p> <p>⇒給与面で公民の格差に補助を出す仕組みとか、家賃補助の制度とかがあるとよいのではないか。</p> <p>⇒合同就職説明会を区主催でやるとか、ミスマッチを防ぐ目的でインターシップの受け入れを民間事業所でもやるとか…学生が好む求人票の書き方があるのでノウハウを大学に聞くというのでもいいのではないか。</p> <p>⇒事業所の困り感を見て申し訳ないという気持ちになってしまう。ただ、利用者側が利用できない大変さもわかってほしい。</p> <p>⇒5年10年先を見据えた取組が必要ではないか。小中学校へ働きかけるとか…</p> <p>⇒相談支援部会は常設部会だが、地域移行促進部会は専門部会なので一旦見直しを行い、新たな課題等挙がってきた際に必要に応じて再開するのもいいと思う。</p>	<p>・知的グループに関しては廃止ではなく、休止とし、必要に応じて再開という形をとった方がよい。また地域定着に向けての検討については、地域生活支援拠点や相談支援部会の中で継続していく。</p> <p>・次年度は精神障害の地域移行について検討を継続するが、知的グループのメンバーの何名かには残ってもらい一緒に検討できるとよい。</p>

<p>相談支援 ぶかい 部会</p>	<p>・相談支援部会の現状と課題を報告し今後の部会のあり方について提案 →課題は時代・人が変われば変わっていく。事例検討や課題抽出のスキムを拡げていくことも必要 →40人を超える大きな部会なので各Gの活動が見えにくい。全体がどこに向かうのか？その時に必要なことにスポットを当てて 力を強くしたり変化させていくことは必要 →要求や陳情をしていくことではない形で発信していきたい。</p>	<p>・相談支援部会を組み替えるにあたって は、当事者のための相談支援部会、サー ビスを利用する人の方向を向いた部会に するとの視点をもって。</p>
<p>ちいきせいか しえんきよてん 支援拠点</p>	<p>・地域生活支援拠点検討チームでの検討内容について報告・・・基幹相談支援センターを地ネットに明確に位置づける、コーディネーターについては緊急時に備えたプランの作成や支援を担ってもらうのがいいのでは・・・という方向で議論が進んでいる。 今年度は相談・人材をメインに検討を進めていく予定。本会の委員からも随時意見をもらいたいことを説明 →拠点は1か所では少ない、中学校区に1つは必要。コーディネーターも同様 →基幹を地ネットにというのは地ネットが負担ではないか。Coも専門性が必要。緊急時の対応については本人のみならず、親 が亡くなったあとの準備とか後見制度の相談とかできると良い。 →メールでの相談も受け付けてほしい →Coをまずは1人配置というのはいかがか？最低すまいるの管轄ぐらいか。 ★本日は話しきれなかったことや意見については、2月一杯まで事務局で受け付ける</p>	<p>・進捗については随時本会に報告を！</p>

第1回 地域生活支援拠点検討チーム 検討報告

現段階で事務局が考えるイメージ図を示し、これから段階的に整備を進めていく予定であること、今年度は、人について議論し、順番にいろいろなことを決めていきたいことを説明。

1、コーディネーターについて

① 望む役割・機能について

- ・家族が病気など緊急な時や本人が家で暴れて家族では手に負えない時に相談し、対応してもらえるという考えはわかりやすい。
- ・制度のすきまや制度では解決できないところを対応してもらえるとうい
- ・いろいろな情報の集約をコーディネーターが担当し、発信してもらえるとうい
- ・福井県の緊急ショートステイは登録制でまず危機があったときどうするかという計画を立てる。危機があったときにその計画で動けるように事前に準備している。この計画をたてることから、実際の支援までをコーディネーターがおこなっている。
危機時に計画通りに支援をするにあたり、コーディネーターに権限を与えている。杉並でも危機時の支援を考えるのであれば、コーディネーターに一定程度の権限を持たせることが必要。
- ・自由で型にはまらない動きができる体制が必要。またつないでいく役割というイメージ
- ・役割は広げすぎない、わかりやすいほうがいい。
- ・当事者だけではなく、家族も一緒にすべての相談ができるとうい。
- ・困難性が高いと言っても事前に予測はできない。危機時にはふだんは問題ないひと家族も大変な状況になることはある。危機時に動ける体制を普段から作っておくことが必要ではないか。

② コーディネーターのいる場所はどこがいいか？

- ・普段相談しているところで、すべてがおおるとよい。
- ・福井県では緊急ショートを実施している事業所にコーディネーターがいて夜勤もしている。
- ・基幹相談支援センターとの役割分担もあるので、基幹にいるのが連携もスムーズでいいのではないか。

2、基幹相談支援センターについて

- ・地域ネットワーク推進係を基幹相談支援センターとして位置付けるなら、申請受付部署とバックアップ部署をしっかりとわけてほしい

3、地域人材育成について

- ・人材育成の取組で世田谷区では、地域の中に精神障害のことならこの人と、知的障害ならこの人と相談者を決めている。困ればその人に相談するという仕組みができている。
- ・講義とかではなく、実地に近い研修が必要

次回、本日の検討を踏まえて具体的な案を提示予定。また、支援者の人材育成について検討を進める。

平成30年度障害者差別解消支援地域会議 作業部会の要旨

1 地域普及部会

<p>第1回 地域普及部会 (平成30年11月12日)</p>	
<p>議題</p>	<p>・部会の目的の確認 ・現状、各施設・団体で取り組んでいること</p>
<p>話し合いの内容</p>	<p>各施設・団体等の活動として、学校等への出張講義や講師派遣の実施、地域内での交流の機会などについて報告し合い、情報共有を図ることができた。また、防災訓練をはじめとする災害時対応について、もう少し工夫をした発信が必要ではないかという意見や、町会・商店会を通じて、「よかったこと」「うれしかったこと」など良い事例を積極的に広めていくことが重要ではないかという意見が寄せられた。 今後の課題として、現状の活動をより広めていくために何が必要か、災害時対応の普及方法、良い事例の普及方法といった点があげられた。</p>
<p>第2回 地域普及部会 (平成31年1月18日)</p>	
<p>議題</p>	<p>・地域普及部会及び検討部会の役割分担(地域普及部会の役割) ・次年度以降、地域普及部会として広げていきたい取組</p>
<p>話し合いの内容</p>	<p>地域普及部会の役割としては、現に行われている活動などを共有・集約し、地域に広く発信していくことが中心になるのではないかと確認された。そして、現に行われている様々な取組について、まずは、関係者相互に共有するしくみ、さらには区民向けに発信できる仕組みを作ってみてはどうかという提案があった。 また、区民センターや学校を通して交流の機会を増やしたり、町会・商店会のお祭などでのふれあいの機会も大事にしたいといった意見が寄せられた。町会や学校分野については、次年度以降、差別解消支援地域会議の委員として参加してもらい、取組の幅を広げていくべきということで意見が一致した。 課題として、当会議のわかりやすい方向性を示した方がよいということがあげられた。</p>
<p>地域普及部会から次年度に向けての提案・課題等</p>	
<p>提案</p>	<p>教育分野や町会等への普及拡大に向けた、次期の差別解消支援地域会議の委員構成の見直し</p>

かい だい 課題	かく とりくみ よ じ れ い はっしん し く み 各イベントや取組、良いこと事例などを「発信」していく仕組づくり
-------------	---

2 けんとうぶかい 2 検討部会

だい かい けんとうぶかい へいせい ねん が つ に ち 第1回 検討部会（平成30年11月19日）	
ぎ だい 議題	けんとうぶかい もく て き かく に ん ・検討部会の目的の確認 じょうれいせい て い ひつようせい ・条例制定の必要性
はなしあい 話し合い ないよう の内容	まず、けんとうぶかい ち い き ふ き じ り つ ぶ かい や く わ り ぶ ん た ん め い か く い けん 検討部会と地域普及部会の役割分担を明確にすべきという意見があ った。 じょうれい ほう かつ ち かつ て しょうがいしゃ けいえん 条例については、法という形で固めすぎてしまうと、かえって障害者を敬遠 する雰囲気を生みかねないといった意見があった一方で、ある程度目に見え る形で差別解消の理念の普及を進めるべきといった意見もあった。できる かつち さべつかいしやう りねん ふきゆう すすめる いけん 限り、具体的な相談事例などをもとに話を進め、そういった事例への対策とい うことで条例の必要性を検討すべきという意見もあった。 いずれにせよ、く よ そうだん じ れ い すく ない な か そうだん ま ど ぐ ち 区に寄せられる相談事例が少ない中、相談窓口について じゅうぶん しゅうち じゅうよう であることが確認された。また、ひと 十分な周知をはかることが重要であることが確認された。また、人によって さべつ かんが かつ かつ さまざま さべつ 「差別」についての考え方やとらえ方が様々であり、「差別」であることをそもそ も認識できていない人もいと考えられる中で、区としては、なるべくわかりや ことば せいり しゅうち いけん すい言葉で整理し、周知していかなければならないという意見があがった。
だい かい けんとうぶかい へいせい ねん が つ に ち 第2回 検討部会（平成31年2月5日）	
ぎ だい 議題	ち い き ふ き じ り つ ぶ かい けんとうぶかい や く わ り ぶ ん た ん ・地域普及部会と検討部会の役割分担 じ れ い けん とう ・事例検討 さべつかいしやう し えん ち い き かい ぎ ほうこうせい ・差別解消支援地域会議の方向性

<p>話し合いの内容</p>	<p>作業部会の役割分担として、検討部会においては相談事例等から現状の課題を見つけ、その解決策等を検討することを中心とし、地域普及部会においては主に、検討部会での話し合いの結果等をふまえた具体策の実施や発信が中心となる事が確認された。</p> <p>事例は、バス会社の乗務員による乗車拒否をはじめとする不当な対応についてである。対策として、個別的な事例への対応だけでなく、そもそも社会的障壁や合理的配慮は何かといった根本的な部分を理解してもらえるように考えていかなければならないといった意見があがった。理解を促すにあたり、事業者に対して否定的に(規制する形で)押し付けるのではなく、良い事例を共有したり、協力するといった形で寄り添っていけばいいのではないか。そのためには地域全体として良い雰囲気を作っていくことが大事ではないかといった意見があがった。</p> <p>障害者にとってやさしいまちは、高齢者や子どもすべてにもやさしい街となる。そのため、地域全体を良い雰囲気にしていくことが、当会議の一つの方向性になりうる。また、課題として、相談事例や良い事例の情報収集を今後積極的に進めなければならないということが確認された。</p>
<p>検討部会から次年度に向けての提案・課題等</p>	<p>当会議の方向性(誰にとってもやさしい街を目指す)</p>
<p>課題</p>	<p>相談事例等の収集方法の検討や、職員向け対応要領の見直しなどの体制の整備</p>

さべつかいしょうしえんちいきかいぎ ならに めざ 差別解消支援地域会議で「何を」目指すのか

もくてき
目的

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生活できる社会(地域)をつくる

ほうこうせい
方向性

だれ
「誰にとってもやさしい街、杉並」(案)
しょうがいしゃ
障害者にとってやさしい街は、だれにとってもやさしい街である。その「やさしい」雰囲気地域の中により根付かせ、広めていくことを目指す。

もくてき
目的のために
なに
「何に」取り組むのか

たいさく
対策

こうじれい
好事例、
とりくみ
取組など
はっしん
の発信

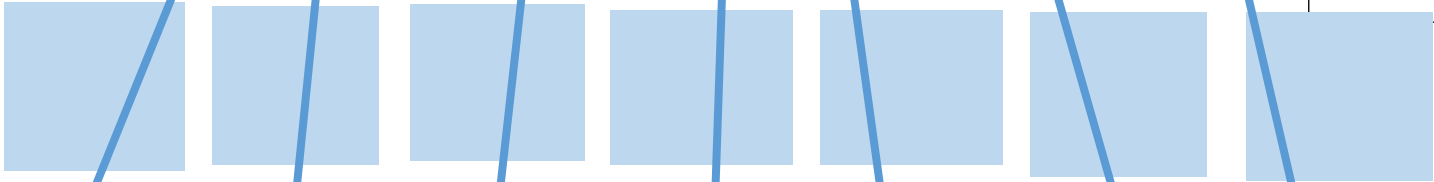
そうだんまどぐち
相談窓口
たいせい
体制の整備
およびしゅうち
及び周知

こうりゅう
交流の
きかい
機会の促進
およびはっしん
及び発信

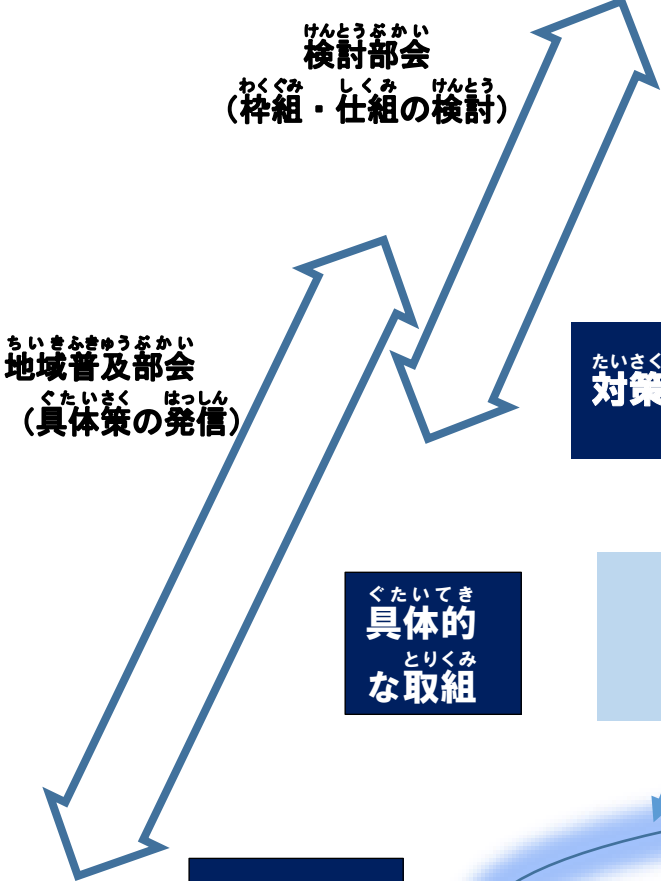
ちいきせい
地域生活を営む
うえ
上での環境整備
きょういく
(教育・災害時
さいがいじ
対応など)

ことば
わかりやすい言葉・
ひょうげん
表現を使った
さべつ
「差別」や「合理的
ごうりてき
配慮」の周知・啓発
...
...

くたいてき
**具体的
取り組み**



ちいき
地域づくり

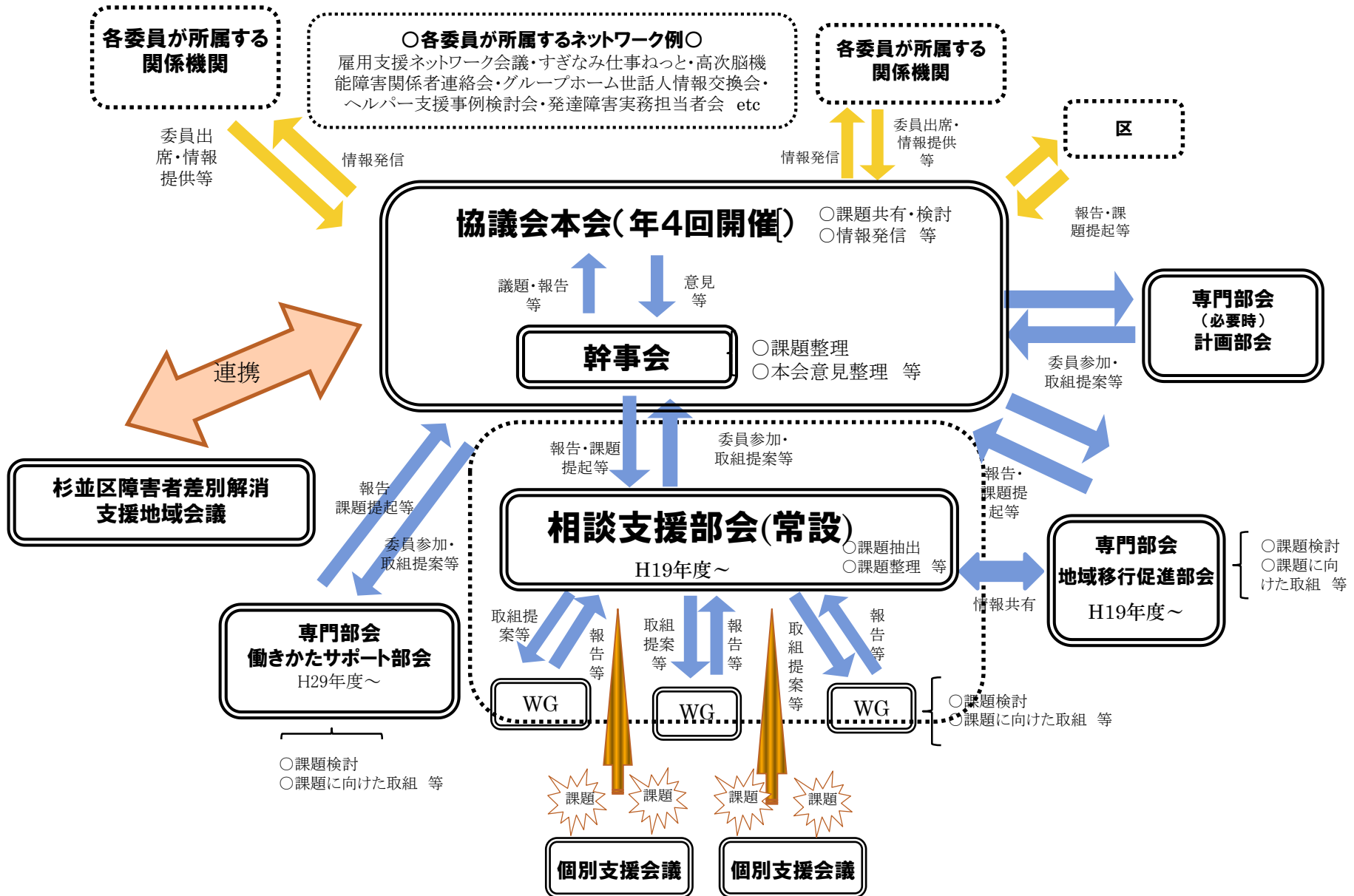


けんとうぶかい
検討部会
わくぐみ
(枠組・仕組の検討)

ちいきふくゆうぶかい
地域普及部会
くたいたく
(具体策の発信)

地域自立支援協議会のイメージ図

第4回地域自立支援協議会
H31年3月7日 資料4 - 3



障害者権利条約

定義

障害者:「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により、他の者と平等に社会に参加することを妨げられるもの(=障害)」を有する者。

障害=機能面+社会が生み出す障壁

「医療モデル」から「社会モデル」へ

差別:障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)が含まれる。

「合理的配慮」という考え方を明記

主な内容(障害のある人の権利や国の義務など)

【平等及び無差別】
⇒国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとする。

【障害者が積極的に関与すること】
⇒国は、障害者に関わることを決めるときなど、障害者とよく相談し、または話し合えるようにしなければならない。

【地域社会で平等に生活する権利】
⇒国は、障害者が地域社会に参加しやすくなるための支援(措置)をしなければならない。

【平等に働く権利】
⇒国は、雇用に関することについて、障害に基づく差別を禁止し、職場において合理的配慮が提供されることを確保しなければならない。

【教育を受ける権利】
⇒国は、障害者があらゆる段階の教育(義務教育や生涯学習など)を受ける機会を確保しなければならない。

【施設やサービスの利用しやすさ】
⇒国は、建物や公共の乗り物、情報や通信など、障害者にとって使いやすくなるように、障壁(バリア)を取り除くなど措置をしなければならない。

【生活の中で文化やスポーツを楽しむ権利】
⇒国は、障害者が文化的な公演などを楽しむように、また、レクリエーションやスポーツに参加できるようにしなければならない。

【搾取、暴力及び虐待からの自由】
⇒国は、家庭内外におけるあらゆる搾取、暴力及び虐待から障害者を保護するための措置をとらなければならない。

など

趣旨を反映

障害者基本法

総則規定(全体にかかわる規定)

障害者(第2条第1号)
身体障害、知的障害、発達障害を含めた精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、**障害及び社会的障壁(社会のかべ)**により暮らしにくく、生活しにくい状態が続いている人

※社会的障壁(第2条第2号)
障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全て(物、制度、習慣、人々の考え方など)

差別の禁止(第4条)
【差別の禁止】
何人も、障害があるからという理由で障害者を差別してはならない。

【合理的な配慮】
社会的障壁のために現に困っている障害者がいて、障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、必要な対応(合理的な配慮)をしなければならない。

【国の義務】
国は、差別とは何かを伝え、差別をなくすための必要な情報を集め、整理し、提供しなければならない。

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度に関する規定

【教育】
障害者がその年齢や能力などに応じて十分に教育が受けられるようにする(障害の有無にかかわらず共に教育が受けられるように配慮する。)

【文化芸術】
障害者が、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行えるように、必要な支援・対策をする。

【医療・介護等】
医療、介護、日常生活支援など、自立に必要な支援を受けられるようにする。

【雇用】
障害者の雇用が促進されるよう、優先的に雇用される制度を作るなどの対策をする。

【防災及び防犯】
障害者が安全かつ安心して地域で暮らせるよう、性別、年齢、障害の状態に応じて、防災や防犯に関する必要な対策をしなければならない。

【情報利用のバリアフリー化】
障害者が不便なく、情報を取得し、意思表示をし、意思疎通が図れるように、必要な対策をしなければならない。

【公共的施設のバリアフリー化】
障害者が公共の建物、場所、乗り物について不便なく利用できるように整備を図る。

など

具体化

障害者差別解消法

差別を解消するための措置

【差別の禁止】
障害があるからという理由で、障害がない者とある者として**不当に異なる扱いをしてはならない**(不当な差別的取扱の禁止)。

国・地方公共団体等
民間事業者 → 法的義務

【合理的配慮の提供】
現に社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示があった場合において、障壁をなくす負担が大きすぎないときは、状況に応じて必要な対応(合理的配慮)をしなければならない(努めなければならない)。

国・地方公共団体等 → 法的義務
民間事業者 → 努力義務

差別を解消するための支援措置

- ・国及び地方公共団体は、相談・紛争解決のための体制を整備しなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、差別の解消に向け、普及・啓発活動を実施しなければならない。
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置、連携

分野ごとの関係法

雇用分野

障害者雇用促進法

文化芸術分野

- 障害者文化芸術活動推進法
- 施設・設備面のバリアフリー
- 高齢者・障害者移動等円滑化法(バリアフリー新法)
- 虐待対策
- 障害者虐待防止法
- 教育分野(特別支援学校に関する規定)
- 学校教育法 など
- 防災分野(「要配慮者」に関する規定)
- 災害対策基本法

福祉サービス分野

- 障害者総合支援法
- 児童福祉法
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 精神保健福祉法
- 発達障害者支援法
- 難病医療法

など

雇用分野に特化

趣旨・理念が及ぶ

地域ごとに制度設計

各自治体ごとの差別解消条例(自治体ごとに内容は様々)

【参考】東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

- ① 民間事業者による合理的配慮の提供を義務化
- ② 手話、筆談、点字、拡大文字等による情報提供の促進について明文化
- ③ 相談・紛争解決のための体制(第三者機関の設置等)について明文化

など

平成30年度相談支援部会 活動報告書

1. 相談支援部会の目的

- ①相談支援を通じて地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取り組みを行う
- ②課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める
- ③相談支援従事者の 역량アップにつなげる

2. 相談支援部会の構成委員

- ①指定特定相談支援事業所 31 箇所
 - ②委託障害者地域相談支援センター（すまいる） 3箇所
 - ③就労関係（ワークサポート杉並） 1箇所
 - ④福祉事務所 障害担当 1名
 - ⑤保健センター 保健師 1名
 - ⑥特別支援学校コーディネーター 1名
 - ⑦児童相談関係 2箇所
 - ⑧生活支援課地域生活支援担当 1名
- 全41名

3. 活動報告（構成委員が希望するグループに所属）

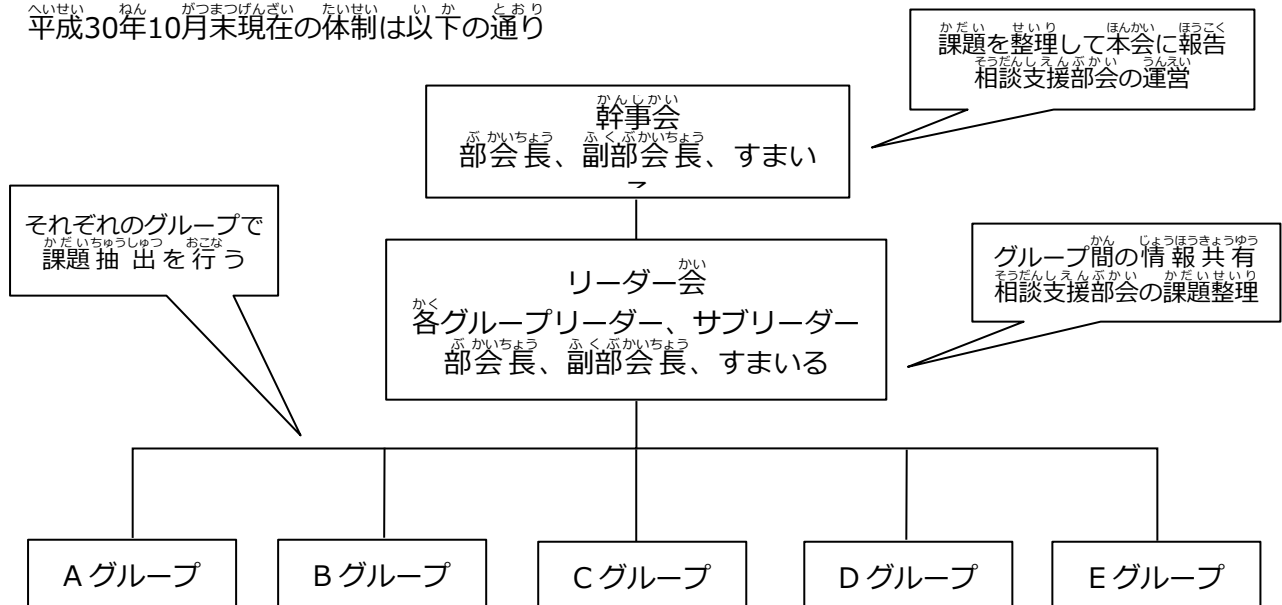
- A グループ：多職種連携について
- B グループ：重度心身障害児者の課題について
- C グループ：高齢期の課題について
- D グループ：移動外出支援について
- E グループ：児童の課題について

リーダー会（H 29年より新たに設置）：

- ・各グループのリーダーとサブリーダー、及び部会長と副部会長、すまいるで構成される
- ・グループ間の情報共有や、相談支援部会の課題についても検討を行う

4. 相談支援部会の体制

平成30年10月末現在の体制は以下の通り



5. 相談支援部会の現状と課題

平成24年4月より国の相談支援体系が変わったことで、サービス等利用計画作成が進んだこと、特定相談支援事業所が増えたことを踏まえて、平成25年4月からの第4期相談支援部会より全ての特定相談支援事業所に委員をお願いすることになった。このことにより、現在のような40名近い構成員での相談支援部会となる。初年度は事務局が振り分けたグループで事例検討を行い、課題を抽出していたが、翌年度からはテーマを上げてグループごとに課題を抽出する現在の方法になった。テーマは、年2回行われる相談支援部会全体会にて話し合われて、おおよそ2年をかけて課題整理を行っている。グループ活動の開催頻度や内容については、各グループに全て任せている。

課題として上げられるのは、第一に、グループ活動が中心となることで、相談支援部会全体が見えにくくなっていることである。構成委員が多いことで同じグループ以外の活動に触れる機会が少なく、共有できていない現状にある。また、相談支援体制の見直しや相談支援従事者の技量アップなど、相談支援固有の課題についての検討が充分に行えていない。このことについては、H29年より相談支援部会内でリーダー会を企画することで、情報共有や課題整理につなげていく動きを作っているところであるが、それでも全ての構成委員が同じ思いを持って相談支援部会に関わっていくことができるか、課題が残る。

第二に、構成委員の中心が特定相談支援事業所になっているため、取り上げられる事例が、サービスによるものに傾いてしまうなど、適切な課題の抽出・検討が行えていないことである。また、テーマを検討しているメンバーのほとんどが相談支援専門員となり、他にメンバーを必要とする場合にはオブザーバーでの参加になるため、相談支援事業所がグループで検討できる課題に限りがある。そのことにより、課題が拳がっていても取り組みが難しいものや緊急性がないものであると後回しになってしまう現状にあり、検討の必要があってもテーマとして扱えていない課題がある。このようなグループ活動の限界から、部会の活動が地域づくりを考えていく体制になっていない。

最後に、テーマ以外の課題を検討する場所がないことである。グループ内でテーマに沿った事例以外を扱う時間は少なく、課題解決につなげていくことには限界がある。そのため、相談支援固有の課題や、先送りされたテーマについて、柔軟に検討する場が持てていない。構成委員がテーマ以外の事例や地域課題に触れる機会も少ない。

6. 相談支援部会の今後について

上記内容を相談支援部会幹事会にて検討し、今期のグループの活動内容はどのグループも部会化することができるくらい深い議論を行っていることから、これまでのようなすべての特定相談支援事業所が所属する形は終了し、現在のリーダー会のような姿を相談支援部会にしていくべきでないかという意見があがった。相談支援部会に所属しない相談支援専門員については、新たに作られる部会に参加したり、他の連絡会への参加など、新たな場所で活躍してもらえるようにする必要がある。

また、新たな相談支援部会はリーダー会の進め方を参考にしつつ、①相談支援体制について、②事例検討や課題抽出、③研修企画提案などを行うことで、新たに運営を行う形が望ましいと思われる。

相談支援部会グループ活動報告

グループ	Aグループ 多職種連携
メンバー	ゆい企画：沖山、ユトリロ：小柳、支援センターすだち：下田、済美福祉相談室：谷川・小野、相談支援事業所リリーフ：小原、ひゅーまん地域生活相談室：松浦、福は家相談室：鈴木、地ネット：田邊、ワークサポート杉並：氷見(サブリーダー)、あおばケアセンター：小林(リーダー)
第6期活動内容	
<p><29年度テーマ> 計画相談を担当する中で困ったことの共有、障害福祉だけでは対応しきれない時の繋がりを模索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 6. 2 第1回ミーティング「事例相談」 →計画相談の中で困ったことの共有。各専門分野との情報共有・意見交換、実態把握の必要性を確認 ・H29. 7. 3 第2回ミーティング「事例検討・課題の整理」 →事例を整理、共通のテーマ・関心の高いテーマを探る。 ・H29. 9. 26 第3回ミーティング「研修会に向けての準備」 ・H29. 10. 19 研修会の開催「支援者が学ぶ性教育について」 講師：野村 啓子(元大阪府 保健体育教師) ・H29. 11. 17 第4回ミーティング「これまでの振り返り」 <p><30年度テーマ> 「後見制度の視点から」権利擁護を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30. 6. 11 第1回ミーティング「権利擁護に関するケース検討会」 →事例シートを持ちより、ケース検討 ・H30. 9. 11 講義「成年後見センターで後見制度の概要を学ぶ」 講師：成年後見センター 山本 岳 主任相談員 ・H30. 11. 19 第2回ミーティング「成年後見センター勉強会の振り返りと今後の活動について」 →今後の活動については、社会福祉士の方と法律家の方、2名をお呼びし成年後見制度の実際の部分についての意見交換会を開催してみたいとの話し合いの場を持った。質問内容など聞いてみたい事を話し合った。 ・H31. 2. 18 「成年後見人との意見交換会」 講師：金子 千英子(ACTY 福祉士事務所)、小関 研太郎(小関司法書士事務所) 	

かつどう 活動からみえてきた課題

かだい <課題>

■後見制度を含めた権利擁護について日々の困り事を気軽に相談できる機関が今後必要となる。

いま 今ある機関としては、成年後見センターが設置されているが、後見人をつけることに関する相談は可能だが、本当にその方に後見人が適当なのか、他の方法はないのかなど、総合的に相談できるところが現状としてない。一度後見人等をつけてしまうと、外すことは原則難しく、後日もめることがあるため、慎重に行っていく必要がある。

じきむ 次期に向けた方針、提案等

ほうしん <方針>

今後、介護者や障害者本人の高齢化が進んでいく中で、障害者の権利擁護をどのように護っていくか、その中でも成年後見制度など益々利用する機会が増えることが予想されるため、今まで以上に成年後見人や成年後見センターなどと連携していく必要性和、相談員が勉強する場が必要と考える。

ていあん <提案>

成年後見センターの機能充実・体制強化

→区がやっているアディクション相談のような、成年後見制度について具体的な相談が出来る窓口が欲しい。

→成年後見センターの職員体制について確認したところ、非常勤職員が多く、担当職員も2～3年での異動が多いとのことなので、職員体制も含めて強化が必要と考える。

※30年度は、成年後見制度を中心に検討をしてきたが、Aグループのメンバーのみでは限界があり、このまま継続していくことは困難である。そのため、相談支援部会全体の中で議題として取り上げ議論していくのかなど、これまでと異なる形で議論をしていく必要がある。また、来年度以降設置される杉並区成年後見制度利用促進協議会や中核機関に位置づけられた成年後見センターの動向を注視し、障害分野とのネットワーク構築について発信していくことが求められる。

相談支援部会グループ活動報告

グループ	Bグループ 重症心身障がい児者
メンバー	はやの 早野リーダー（相談支援事業所かすみ草）、今井サブリーダー（ケアセンターこもれび）、 ふじたし 藤田氏（相談支援事業所なでしこ）、しみずし 清水氏（相談支援事業所HUG）、しまだし 島田氏（すまいる こうえんじ 高円寺）、はらし 原氏（児童発達相談係）、ふくだし 福田氏（高円寺保健センター） じむきょく 事務局 しろいしし 白石氏（地域ネットワーク推進係）
第6期活動内容	
<p>重症心身障がい児者（医療的ケア含む）の日常生活の支援について検討した。</p> <p><平成29年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.6.15 第1回ミーティング ・H29.6.28 中野区子ども発達センターたんぼぼ見学（医療的ケア対応の児童発達支援・放課後等デイサース） ・H29.7.27 第2回ミーティング・見学振り返り ・H29.8.29・8.31・10.18 中野区おでんクラブ見学（医ケア対応の児童発達支援・放課後等デイサービス） ・H29.11.9 第3回ミーティング・見学振り返り ・H30.1.25 第4回ミーティング 今年度振り返り <p><平成30年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.5.22 第1回ミーティング ・H30.6.28 永福学園 肢体不自由教育部門 施設公開見学 ・H30.8.23 放課後等デイサービス くじら（重心児）見学 ※杉並区内 医療的ケア対応（呼吸器可） ・H30.10.26 放課後等デイサービス 八成れいんぼう（重心児）見学 ※杉並区内 医療的ケア対応 ・H30.12.26 第2回ミーティング ・H31.2.8 永福南社会福祉ガーデン見学（生活介護・短期入所・施設入所） 	
活動からみえてきた課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が通える放課後等デイサービスの需要は多いものの、実際に通うとなると絶対数が少ないこと、体調不良によるキャンセルも多いことなどが運営的な課題として挙げられた。さらに運営上必要な看護職員加配加算において加算条件が難しく取れない状況があり、放課後等デイサービスの安定した運営に大きな影響を及ぼす状況を知った。 ・区内で重症心身障がい者が通う場（生活介護）としては、現在5ヶ所となっているが、毎年、特別支援学校からの卒業者の受入れも限界が迫っている。H31.11には「シャローム上井草」がオープン予定であるが、医療的ケア者への対応も年々必要とされる。特に呼吸器装着をしている重症心身障がい者への対応は課題である。これまで、杉の実のみが呼吸器装着をしている方を受け入れていたが、H31.3末で閉所となる。この現状を踏まえて、区がどのように対応をしていくか、確認・要求をしていく必要がある。 ・慢性的な人手不足に悩む区内の民間施設では、短期入所等に対応できないといった声が出ている。一方で職員の就業定着率が良い区内の民間施設もあり、人員不足になっていない点を踏まえ、人材 	

育成や人員の定着に関して何らかのヒントがないかを共有してけると良いとの意見もある。総じて、福祉分野の人材不足の問題は引き続き課題である。

・重症心身障がい児者は医療的ケアそのものが課題になることが多いが、本来、児童として社会から守られ、教育を受けて育つこと、そして成人として社会・地域でいきいきと暮らしていくこと、この切れ目のない支援に向けて、日中活動や関係機関との連携の大切さを再認識した。

次期に向けた方針、提案等

方針…重症心身障がい児者のライフステージに沿った横断的支援のネットワーク作りを検討する。
教育機関・医療・福祉等の連携を含め、地域で重症心身障がい児者が安心して生活するために必要なことを、検討していく場を継続していく。

提案…①自立支援協議会が中心的な役割を果たしていく中で、相談支援の現場を支援・底上げする。

そのためにも、相談支援部会の運営方法の検討が必要。

②医療的ケア対応の考え方(あり方)の検討。人工呼吸器装着をしている重症心身障がい者・動ける医ケア(者)の日中活動・生活介護の検討。

③福祉現場での人員不足・人材育成に関する取り組みを始める。

研修機会の提供、事業所・施設を超えた交流等、相談支援部会の中で展開できるか。

※重症心身障がい児を中心に検討をしてきたが、Bグループのメンバーのみでは限界があり、このまま継続していくことは困難である。

そのため、相談支援部会全体の中で議題として取り上げ議論をしていくのか、「児童」の枠の中で議論をしていくのか等、これまでと異なる形で議論をしていく必要がある。

相談支援部会グループ活動報告

グループ	C グループ 高齢障害者の課題検討
メンバー	相田里香（青い鳥）、阿多英美代（あおいサポートステーション）、岩崎隆一（生活支援課地域生活支援担当）、佐藤真衣（ホープ相談支援センター）、修理美加沙（やどり木）、目黒紀美子（障害者施策課障害者保健担当）、佐藤陽子（いたる相談室）
第6期活動内容	
H29年6月	・今年度活動内容の共有 ・介護保険移行時の課題
H29年7月	・ケアマネ協議会との共催研修について
H29年8月	・ケアマネ協議会との共催研修会について ・前年度の事例を検討
H29年9月	・ケアマネ協議会との共催研修（事例検討を用いたグループワーク）
H29年11月	・ケアマネ協議会との共催研修振り返り ・今後に向けた課題整理
H29年12月	・介護保険移行時の事例検討 ・課題整理
H30年1月	・福祉サービス事業所への聞き取り報告 ・来年度に向けてまとめ
H30/6/7	・今年度の活動内容の確認 ・ケアマネとの合同研修について
H30/7/6	・8月予定のケアマネとの合同研修について（サビ計を持ち寄り検討）
H30/8/3	・ケアマネとの合同研修について
H30/8/30	・「第2回 ケアマネ協議会と相談支援部会の合同研修」
H30/10/4	・ケアマネとの合同研修の振り返りと今後について
H30/12/21	・ケアマネ協議会と相談支援部会の合同研修について ・その他
H30年2月	・合同研修会の準備会
H30/2/22	・「第3回 ケアマネ協議会と相談支援部会の合同研修」
※この活動の他に、有志で「エクレシア南伊豆」見学、「みんなで考える会」参加	
活動からみえてきた課題	
<p>現在、障害者の高齢化、障害者の親の高齢化（5080問題）などの事例が増えてきている中、障害サービスから介護保険への移行時、親と子の支援者間の連携が欠かせないケースが増えてくると予想されている。相談員とケアマネが連携していく必要性は強く感じつつ、連携の難しさもあるとの意見があった。Cグループでは、まずはそれぞれの「違い」を知ることによって理解につなげる目的で合同研修を開催した。研修後のアンケートによると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害サービスと介護保険の制度の違い（言葉や、計画案の内容） ・障害分野の相談先がどこなのかわかりづらい 	

- ・ 人員の交代の多さ等で連携が難しい
- ・ 高齢者支援と障害者の根本的な価値観の違い（残された命の時間、これからの長い命）
- ・ 障害種類の幅の広さによる抵抗感

など様々な違い、困難さを感じているのがわかった。しかし反面、高齢でも障害でも「人を支援していくこと」には変わりなく、本人の意志を尊重し地域で幸せに暮らしていくための支援という大きな共通の意識も確認できた。あとはここが事例を通して学んでいくのが良いのでは、という事で、2月には、事例検討の形の合同研修会を開催する（予定）。

見えてきた課題は、

- ・ 障害者の高齢化に関する課題は、待ったなしの重要な課題であり、ケアマネ、相談支援、さらには医療との連携が益々必要になってくる。
- ・ 障害分野と介護保険分野の連携は始まったばかり、連携するにはまだ距離がある。更にできる場が定期的にあるなど、互いの理解とスムーズな連携のための機会は今後も必要。
- ・ 障害者の高齢化の課題は、1期だけにとどまらず、継続して深く検討していくべき課題である。

次期に向けた方針、提案等

- ・ さらなる障害サービスと介護、さらには医療との連携は必要度が増すと思われ、引き続き連携の在り方について模索していくことが必要と考えている。
- ・ 障害者の高齢化に関する課題は、ワーキンググループの課題にとどめることなく、部会化する形でより深く集中して掘り下げ検討していくことを提案する。

相談支援部会グループ活動報告

グループ	Dグループ 移動・余暇
メンバー	金刺（よりみち）、坂井（かたつむり相談室）、前木（すぎこ）、相見（朝焼け）、 おおくぼ（スギーケアセンター）、寺西・杉山（すまいる荻窪）、石原（高井戸福祉 事務所）、中村（杉並区役所）、高橋（相談支援事業所ういる）、
第6期活動内容	
平成29年度 話し合い 6回	
<p> ■移動支援事業の勉強会(29/09/05) 障害者施策課移動支援担当者から移動支援の現状と区の考えについて説明を受ける。 事前に提出していた質問に対する回答もあったが、従来通りの内容であった。 実情に合った要綱改定を検討しているということだが、具体的な提示はなかった。 </p> <p> ■移動支援事業の勉強会 (29/12/13) 「ひゅーまんネット」「ソレイユ」相談支援事業を行っている事業所とそうでない事業所2所か らお話を伺った。相談支援事業併設は大きなファクターだと考えていたが、実際は組織形態 （株式会社と社会福祉法人）の違いから、職員構成（常勤・非常勤）や対象者（重度か軽度か） が異なることが分かった。 わかったことは、区内83か所ある移動支援事業所をひとつくりにできないこと。 </p>	
平成30年度 話し合い 9回	
<p> ■移動支援事業所と相談支援事業所との意見交換会(30/11/29) 参加者：相談支援部会員17名 移動支援事業所18名(14事業所) 内容：①講演「やってみよう！移動支援」居宅サービス事業者ネットワーク代表 藤井 亘氏 ②事業所紹介・交流タイム </p> <p> 事前アンケートでは、提供実績(希望の多い時間帯)と提供可能な時間帯に差があること、提供にあ たっては相談支援事業所と連携することも多く、ネットワークの必要性が明らかになった。 講演では、移動支援の理念、他自治体の移動支援事情や現場での工夫など実践的な話もあり、非常に 参考になった、移動支援をがんばっていこうという気持ちになれたとの感想があった。 交流の中で出された課題はおおよそ共通のものがあつた。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足。いくら募集しても応募がない。報酬が影響していると思われる。 ・事業所単位での人材育成は難しい。複数対応などの体制が取り切れない。 ・上記から、依頼に対してサービス提供できない。 ・小規模な事業所になると、責任者や正社員が移動支援にまわり疲弊してしまう。 ・どの程度、連携していけばよいのか、広さやレベルがわからない。 ・本人のニーズと家族のニーズに違いがある場合、対応が難しい。 ・プールの利用など制度の中では対応できない余暇のニーズがある。 ・通所・通学では時間内に移動できないこともある。実績に応じた時間としてほしい。 	

このような規模での交流は初めての試みで、参加者からまた開催してほしいとの意見が多数でした。

活動からみえてきた課題

- ・なり手不足の問題：もう少し工夫のある人材育成方法が求められる。ガイドヘルパー講座の事業所からの情報提供は決まったところばかりだが、全事業所に情報提供されているのか。事業所ごとにヘルパーさんの働き方についての考え方も違いがあるため、希望者に広く公平性のある情報提供をできるとよい。
- ・移動支援も居宅サービスも需要と供給がマッチしていない。
- ・身体障害者、精神障害者にとって利用申請さえもできない状況にある。
- ・移動支援の事業所情報があると助かる。事業所の強いところ、弱いところを含めた特徴などを相談支援事業所は把握したい。
- ・移動支援の事業所情報(空き状況など)がわかる実用的なサイトが運営されると助かる。移動支援の余暇利用は緊急の必要性が低いこともあり、相談支援としてもサポートが後回しになりがち。利用者・家族に案内できる情報があるとよい。
- ・少数のヘルパーで運営している移動支援事業所が多く、希望者が事業所を見つけるのが非常に難しい。提供事業所が少ないサービスは競争がなく、利用者の立場が弱くなる傾向がある。多様な選択肢がある中では、供給側が利用者のニーズを叶えていく力がはたらきやすく健全な運営につながると思われる。
- ・年1回くらいこのような交流会が継続できるとよい。
- ・制度・運用が現実的でないところがある。
- ・移動支援だけをとっても課題が多いことから他の外出支援事業も把握しきれない課題があると考えられる。重度訪問介護は充足されているの心配している。同行援護は急な依頼も受けてくれるような、現実的に助かる面もあるが担い手にボランティア的なことが求められる現状がある。

次期に向けた方針、提案等

移動に関する話し合いの場であったが、時間の制約もあり移動支援に焦点を当てて話し合いを行ってきた。支援者側から見た課題として、移動支援支給対象者が限られていることなど多くのことが棚上げされたままで終了した。

移動支援だけでなく他の外出支援事業(同行援護、重度訪問介護、福祉有償運送、社協の支援等)もそれぞれ問題を抱えていると思われる。これらの事業に関しても課題を洗い出し、課題解決を図る必要がある。

相談支援事業所が核となって、外出支援を行う事業所の連携を促したり、相談支援事業所が夫々の事業所の特徴を把握することが障害当事者にとっての利益になる。

※相談支援部会について

当事者から見た自立支援協議会はどうであろうか。取り上げやすいことだけ、取り上げていないか。
いつまでも改善されない課題がたくさんある。具体的な検討ができる体制が必要と考える。

相談支援部会グループ活動報告

グループ	E グループ 児童期の課題
メンバー	阿部 (リーダー)・細貝・菅原・入江・那須・照井・溝口・水谷・南出・沼田・川手・佐々木
第6期活動内容	
<p>第6期の活動としては、児童に関わる関係機関への見学会や意見交換会・情報交換会等を中心に活動を行い、各関係機関とのネットワークの構築等に努めた。また、年1回事例検討会を行い、児童に関わる課題解決に向けて意見を出し合った。</p>	
<p>【平成29年度】</p> <p>① 平成29年6月7日 第1回打ち合わせ</p> <p>② 平成29年8月28日 アセスメント学習会</p> <p>③ 平成29年11月1日 高円寺北学童クラブ見学会</p> <p>④ 平成29年11月22日 特別支援学級等の教員との情報交換会</p> <p>⑤ 平成29年11月29日 堀之内南学童クラブ見学会</p> <p>⑥ 平成29年11月30日 方南学童クラブ見学会</p> <p>⑦ 平成29年12月7日 放課後等デイサービス見学会</p> <p>⑧ 平成29年12月20日 放課後等デイサービス見学会</p> <p>⑨ 平成30年1月19日 放課後等デイサービス情報交換会参加</p> <p>⑩ 平成30年2月8日 事例検討会&振り返り</p>	
<p>【平成30年度】</p> <p>⑪ 平成30年5月31日 事例検討会&今年度活動について</p> <p>⑫ 平成30年6月14日 放課後等デイサービス連絡会への参加 ※1名参加</p> <p>杉並区内の放課後等デイサービス事業所が行っている連絡会に参加。30年度の制度改正による報酬改定が事業所に大きな影響があるという意見が多く出ていた。</p> <p>⑬ 平成30年7月4日 移動支援事業所との意見交換会 ※5名参加</p> <p>児童の移動支援も多く対応している事業所と意見交換を行い、主に現状の課題について職員より意見を伺った。</p> <p>平成30年8月7日 阿佐ヶ谷の放課後等デイサービス見学会 ※4名参加</p> <p>事業所として大切にしていることは、楽しくわかりやすく療育をすることであり、「エンタメ療育」とPRしている。ダンス・演劇・英語とクラス分けをしており、障害に合わせたクラス編成にしている。ダンサーや役者など他業種から現在の仕事についている職員も多いので、月に1回は研修を行い、職員のスキルアップを重視している。</p> <p>⑭ 平成30年10月5日 済美養護学校見学会 ※5名参加</p> <p>コーディネーターの先生より学校説明をしていただき、実際に授業の様子を見学させていただいた。</p> <p>⑮ 平成30年11月21日 高円寺北学童クラブ見学会 ※5名参加</p> <p>設備は整っているが、現在利用している生徒は1名であった。見学した日はノーマライゼーション事業(健常児と一緒に活動する事業)をしていた。</p>	

⑩ 平成30年12月13日 子ども発達センター見学会 ※6名参加

グループ活動や個別活動の様子を見て頂き、動画など使用して事業説明をして頂いた。

⑪ 平成30年12月25日 子ども家庭支援センター交流会 ※5名参加

少ない職員数で虐待等の重大な案件を取り扱っており、対応する職員の大変さが想像できた。最近ではDVやモラハラ相談が増えており、児童からの相談はスクールカウンセラーが制度化されたため減っている。虐待をしている親に障害があるケースがある。

⑫ 平成31年1月9日 放課後等デイサービス見学会 ※4名参加

中野区にある事業所であるが、利用者の8割は杉並区在住で、特に済美養護学校の児童が多い。熱心に事業に取り組んでいるが、職員への研修の実施や専門職が不足しているように感じた。

⑬ 平成30年2月7日 30年度活動の振り返りと今後の活動等について

※その他、平成30年度は中野特別支援学校の学校公開と済美養護学校の学校説明会（保護者向けプレゼン）に参加をしている。

活動からみえてきた課題

・放課後等デイサービスについて：連絡会や見学会に参加をし、直接運営方針などを伺うと、個々の事業所により多少の違いはあるが、放課後等デイサービスの基本理念がしっかりとされており、経験もあることからサービスの提供も柔軟に対応しているところと、職員の熱意はあるものの、経験が少なく専門性に課題がある事業所があった。

支給日数については、他区では希望した日数で支給されているため、利用回数を増やせないことに不満を持つ利用者がいる。また、土日の利用についても原則利用できないので、同様に不満の声を聴くことがある。

・児童の移動支援について：現状では小学校1～3年生は移動支援（余暇）の支給は受けられない。低学年の児童ほどサービスの選択肢が少ないので、ある程度柔軟に対応が可能な移動支援が必要と感じた。児童の通学支援については、時間帯が重なるので、依頼が来てもヘルパーが対応できないことがある。また、児童だけの問題ではないが、移動支援従事者の人材不足と適切な支援を実現するための人材育成については今後の課題がある。

・特別支援学校（済美養護学校）：重度の生徒を受け入れる学級数を東京都が指定をするが、全学年に設置できず、クラス編成に工夫が必要。生徒数が増えているが、コーディネーターは一人しか配置していないので、今後関係機関全体で生徒を支援する必要がある、特に相談支援事業所との連携が重要。

・学童クラブ：学校や相談支援事業所と連携の取り方にはばらつきがある。

・子ども発達センター：小学校に上がるときに、入学時の煩雑な手続きに、保護者が戸惑うことがあり、保護者への説明が不十分との声が上がることがある。

次期に向けた方針、提案等

総じて児童に携わっている関係機関の連携が不十分であることが多いと感じている。次期に向けた方針としては、相談支援部会の運営方法にもよるが、済美養護学校・特別支援学級・放課後等デイサービス・学童クラブ等児童に携わる関係機関との連携強化し、各関係機関との橋渡しになれるようにしていきたい。特に次期は特別支援学級の先生との関係強化に取り組みたい。

障害者生活支援課
就労支援担当 岸

平成30年度特別支援学校卒業生の就労支援に係るアセスメントについて（報告）

これまで、特別支援学校生徒の就労アセスメントについては、就労継続支援B型施設の利用を希望する方を対象に、3年生時の進路実習期間内の2日間を利用して実施してまいりました。

平成29年4月25日付で、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び厚生労働省社会・援護保健福祉障害福祉課から「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の一層の連携について」の通知があり、実施時期を早め生徒の進路選択に活かす実効性のある就労アセスメントの実施が求められました。そのため杉並区では、平成30年度の特別支援学校卒業生の就労支援に係るアセスメントの実施方法の見直しを行い下記のとおり実施いたしました。

記

1 実施内容

(1) 目的

特別支援学校等において、働くことを希望する生徒が適切な「働く場」（一般就労、A型、B型事業所、就労移行支援事業所等）の進路選択ができるよう、その生徒の就労面や生活面に関する情報や課題を把握し、その後の進路選択の支援につなげる。

(2) 対象者

特別支援学校等の2年生で生活介護を選択する者以外の生徒

***7 特別支援学校等、計32名が参加（別紙参照）**

(3) 実施方法

① 実施時期 原則、特別支援学校2年生の夏季休業中

② 日数 原則、引き続きの5日

③ 実施先 区内就労移行支援事業所及び区外の協力可能な就労移行支援事業所

***15 事業所にて実施（別紙参照）**

④ 内容 区が指定するアセスメント表により就労移行支援事業所が評価します。

(4) アセスメントの結果について

アセスメントの結果が適切な進路先の選択につながるよう、保護者、学校、指定特定相談支援事業所及び区等と共有します。

2 参加者の意見感想

(1) 良かった

- ・学校とは違う視点で就労アセスメントが受けられる良い機会と期待していた。
- ・相談事業所の担当者と仲良くなれて、今後も相談に乗ってもらいたいと思った。
- ・施設の方がとても丁寧に説明してもらえて良かった。
- ・最終日の前日に本人が終わってしまうのが寂しいと言っていた。
- ・本人なりに集中して頑張ったと言っていた。

(2) 気になった

- ・猛暑の中大変だった。夏休みに他の子は家にいられるのに、訳も分からずアセスメントと言われても理解するのは無理がある。
- ・障害福祉サービス利用の本人の聞き取り調査の際、本人を目の前に出来ないことを伝えるのはあまりしたくない。
- ・もう少し施設に子どもの状況を細かく伝わるようにして欲しい。
- ・区役所と事業所の連携が今一つだった。
- ・本人が緊張して肩に力が入っている様子でイライラしていた。

3 今後の取組

参加者や保護者からの様々なお意見を踏まえ、今後はアセスメント準備の取組時期を早め十分に情報共有を図った上でアセスメント実施できるよう改善するなど、関係機関との連携を強化してより実効性のある取組内容としていきます。

さらに、参加者の今後のアセスメントを行った結果が進路状況にどのように効果が出ているか追跡調査等を行い今後の取組に活かしていきます。

はたらきかた ぶかい かつどうほうこく
働きかたサポート部会 活動報告

1 部会の立ち上げ経過

第5期（平成27～28年度）の相談支援部会で就労に関するワーキンググループの活動を行い、就労に関する多くの課題が確認され、第6期に専門部会化されることとなった。

平成29年度に部会の立ち上げ準備会（3回）を開催し、取り組むべき課題の整理を行い、12月6日から「働きかたサポート部会」の活動を開始した。

2 部会の目的

- (1) その人らしい暮らしの中で、多様な働きかたができる地域づくりを推進する。
- (2) 杉並区の就労に関する課題を整理し、解決につなげるためのネットワークづくりを行う。

3 活動内容

- (1) 平成29年度 第1回（平成29年12月6日） 部会委員14名

- ・準備会でまとめた課題の共有と、それぞれの機関で感じている課題について意見交換を実施した。
- ・この部会では当事者委員の意見をしっかりと聞きながら考えていきたいということや、就労している方を地域で支えていくしくみづくりが必要ということ等を共有。障害が重度化、多様化していることから支援の組み立てが難しくなっている、就労はできるが定着が難しいなどが意見として出された。

- (2) 平成29年度 第2回（平成30年2月22日） 2グループに分けて議論

- ・「就労の準備性」グループ：仕事はできるが自分のことを伝えるコミュニケーション能力や社会性の未熟さが見られ、就労の準備性が不足している場合も多い。会社に就職後は、本人の

成長を後押ししていただくことも必要で、職場のマッチングと新たな職場の開拓が重要。

短時間

就労や高齢になっても働きたいニーズにどう応えるか、就労継続支援B型の利用者については

就労に対するイメージができず、就労につながらない方も多い。

- ・「就労定着」グループ：定着に必要な支援とは何か、保健センター、すまいる、当事者活動の場

等、区内の社会資源の確認や関係機関との連携等の議論があった。また、これまで当事者の視点での議論が足りないとの反省も上がった。

- (3) 平成30年度 第1回（平成30年6月6日） 部会委員15名

- ・当事者委員2名が区外に転出し、新たに3名の委員が参加、当事者委員が4名となった。
- ・前回2つのグループに分けて話し合ったが、双方のグループで働き続けるためには何が必要かということが上がっており、当事者委員に参加していただいていることの意味を考え、まずは当事者委員の意見を聴き、議論をしていく必要があるのではないかとということが幹事会で確認された。また、「雇用支援ネットワーク会議」と「働きかたサポート部会」の役割分担の確認も必要との意見が出され、4/26に雇用支援ネットワーク会議担当者と幹事会メンバーで話し合いを実施し、確認した内容を部会に報告、共有した。

* 雇用支援ネットワーク会議⇒就労支援事例や課題の共有、就労に関する支援者の支援力向上

* 働きかたサポート部会⇒多様な働きかたができる地域づくりの推進、ネットワークづくり、当事者参加で当事者目線を大切に議論する。

・4名の当事者委員から、現在の就労状況、就労前の状況、定着支援、生活状況などについて、インタビュー形式で話を聞いた。その中で、身近な社員が異動してしまうなど、環境の変化に戸惑うことが多いことや、困ったときの相談相手がいると安心するなどの意見が出された。

また、1人暮らしでヘルパーを活用しながら、生活と仕事を両立させている話や、杉並区の就労支援の情報をもっと区民に知ってもらいたいなど活発な意見が出された。長く働いていても最低賃金以上には給料が上がらないなどの現状も出され、課題を共有することができた。

・当事者委員の話を聞いた委員から、職場環境が変わると崩れてしまう方が多いが、どう乗り越えたのかをもっと聞きたい、困った時に相談できる人がいるかどうかなどがキーになるのではないかと感じた、身近な社員の異動で不安が高まる方も多いので、その時にワークサポートの支援があるとよいのではと思った、今後の就労支援に活かしたいなどの感想が出された。

→第1回部会後に、今後の部会でもう少し議論を深めたいことや、当事者委員に聞いてみたいこと、就労の課題と思われることについて、アンケートを実施した。委員からは、人のサポートが就労の継続に不可欠であることがわかった、地域がどのような環境になっていると安心できるのか、地域の支援に求める部分を整理していきたいなどの意見が出た。委員のアンケートを受けて、幹事会で、地域でどんな支援があると働き続けていけるのかを検討していくうえで、反対に支援が上手く入らず、離職してしまったケース事例を取り上げて具体的な議論や検討につなげていくことが必要との話しが出た。

(4) 平成30年度 第2回 (平成30年10月17開催)

・すまいる高井戸春山氏、支援センターすだち下田氏に部会に参加してもらい、検討事例を出してもらった。ケース発表後には2グループに分かれてどんな支援があったらよかったのかをテーマに議論を深めた。当事者委員から、本人がさまざまな経験をする必要であり、失敗も経験のひとつとの意見や他の委員からも失敗しないように支えることも大切だが、失敗したらどう支えるのが大切、していい失敗としない方がいい失敗を見極める方が大切との意見が出た。また、サービスとのマッチングが大切、働き続けることで大切なことは給与で好きなことをして働く意欲に結びつけること、など意見が出た。

→第2回部会終了後に幹事会を行なった。第1回部会では、当事者の話しを聞き、第2回では、相談支援からの事例を通じて地域に必要な支援を考えてきた。今後の働きかたサポート部会で地域の支援を検討していくにあたり、雇用側の立場からも地域の支援に求めることや、企業がやっている定着支援について参考にしていきたいという意見がでた。

(5) 平成30年度 第2回 (平成31年2月20日開催)

・パーソルサンクス株式会社 管理本部管理室 マネージャー金子昌代氏を迎えて、特例子会社での取り組みの実践について事例を交えたお話を聞き、その後意見交換を行った。

【次期の働きかたサポート部会に向けて検討していくこと】

- ① その人らしい暮らしの中で、その人らしい働きかたを支えていくためにこの部会でどのような論議をすすめていけばよいか。
- ② 当事者委員を中心に部会を運営していくことを考えているが、当事者委員と一緒に部会運営に携わる委員はどんな方がいいか。

しょうがいしゃぎやくたいぼうし かん く とりくみじょうきょう
 障害者虐待防止に関する区の取組状況について

1 へいせい ねんど しょうがいしゃぎやくたい つうほうとう じょうきょう へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
 平成30年度における障害者虐待の通報等の状況（平成30年4月1日～平成31年1月31日）

通報等の件数 23件 ※数字は相談・通報・届出の総数							
通報者内訳	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	2	3	0	4	11	0	4
虐待の種別	養護者		障害者福祉従事者等		使用者	その他	
	10		12		1	0	
虐待の種類 (重複あり)	身体的		性的	心理的	放棄・放任	経済的	
	9		0	9	6	4	
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	6	16	2	0	0	0	

2 じょうきつうほうとう たいおうじょうきょう
 上記通報等への対応状況

養護者による虐待 11件			
○事実確認調査実施	11件	・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	3
・訪問調査実施	6件	・虐待ではないと判断した	1
・関係機関の情報収集のみ	5件	・虐待の判断に至らず	7
○養護者との分離	有 1件	・グループホーム入居	1
		・障害者支援施設入所	0
		・短期入所利用（一時的な分離）	0
○分離以外の対応内容 (重複あり)		・養護者に対する助言、指導	1
		・サービス内容（計画）の見直し	1
		・関係機関による見守り等	7
		・その他	3
福祉施設従事者等による虐待 12件			
○事実確認調査実施	9件	・虐待を認定	2
・訪問調査	5件	・虐待ではないと判断した	2
・関係機関からの情報収集	4件	・虐待の判断に至らず	5
		・その他(特定不可)	3
○対応内容		・サービス内容（計画）の見直し	2
		・関係機関の見守り等	4
		・その他	6
使用者による虐待 1件			
○通報受理⇒東京都に労働相談票送付	1件	(対応中)	

その他 0件

3 平成30年度の通報等の状況 通報等の件数について

(1) 通報等の件数

平成31年1月末現在、通報等の件数は23件となっており、昨年度に比べ、件数は若干減少気味で6割程度となっている。通報者は相談支援専門員を含む関係機関からが最も多く、計画相談が浸透し、支援のネットワークが構築されてきていることがうかがえる。

(2) 養護者による虐待

虐待認定をした3件については、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトが重複しているケースが多かった。中でもすぐに分離が必要と判断し、契約で短期入所からグループホームに入居したケースが1件あった。他の2件については、相談支援や関係機関の見守りを継続し、サービスの見直しを図りながら虐待状況の改善を図るよう対応している。計画相談のモニタリング頻度を毎月にするなどし、関係機関で状況を確認しながら対応している。

また、経済的虐待が疑われるケースもあるが、同一世帯で生活している場合には、虐待認定が難しい場合が多い。対応については、相談支援と連携してサービスの見直しを図りながら、できるだけ支援の目が入るよう働きかけ、本人に不利益がないよう見守りや支援を継続している。

(3) 障害者福祉施設従事者等による虐待

虐待認定をした2件については、ネグレクト及び経済的虐待で認定している。施設の夜勤帯に夜勤職員が寝てしまい、必要な巡回を行わず利用者がいなくなっていたことに基づくのが遅れた事例があった。昨年度も夜勤職員が寝てしまった間に利用者が原因不明の怪我を負った事例があり、夜間支援を行う施設の夜勤帯の支援体制の薄さや、強度行動障害者への支援の困難さなどにより、職員が疲弊している状況が見られ、事故につながっている事例もあった。慢性的な人員不足により職員の負担が増え、ストレスが蓄積される悪循環も見られ、虐待につながっている現状も垣間見えた。内部告発や相談支援専門員を含む関係機関などからの通報が多数見られた。

また、入所施設職員による利用者の預り金の不正利用の事例もあり、複数の自治体が関わっていたため、東京都と連携しながら対応を行った事例があった。

(4) 使用者による虐待

使用者による虐待の届出が1件あり、聞き取りを行ったうえで労働相談票を作成し、東京都に報告した事例があった。対応については労働局が行うため、確認中となっている。

4 課題等

- ・判断に迷うケースや虐待認定まで至らないが、グレーゾーンと思われる事例に関する支援に悩む事例も多く見られた。相談支援や関係機関が支援方針について悩んだ時に、適切な助言が受けられる環境があることが望ましい。基幹相談支援センターや在宅医療・生活支援センターの機能を活用できる支援体制を構築していく必要がある。
- ・福祉施設従事者等による虐待については、人員不足や人材育成の問題がベースにあることが

- おお じぎょうしょたんい くぜんたい じんざいかくほ いくせい と く ひつよう
多く、事業所単位だけではなく、区全体で人材確保や育成に取り組む 必 要がある。
- ぎやくたい みぜんぼうし そうきはっけん そうだんしえん やくわり きわ じゅうよう
・ 虐待の未然防止や早期発見において、相談支援の役割は極めて重要であり、相談支援
 - じゅうじしゃ りようしゃ い しけつていしえん けんりようご かん いしき たか ひつよう
従事者が、利用者の意思決定支援や権利擁護に関する意識をさらに高めていく必要がある。

＜第5期から繰り越した課題＞	＜協議会・部会で今期論議・確認したこと＞	＜今後検討の必要がある課題＞
<p>自立支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会に求められる役割の変化・増加に対する対応 差別解消支援地域会議を協議会としてどう運営していくか <p>地域における課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の課題 様々な分野（医療・教育・福祉等）と幅広い支援ネットワークづくり ライフステージに応じた継ぎ目のない支援の在り方 家族支援の課題 福祉人材の確保・定着への対応 福祉人材の質の確保・向上に関する課題 <p>等</p>	<p>自立支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢分野との連携 → 障害者の高齢化の問題が課題として挙がってくる中、高齢分野との連携の強化が必要との考えから、第6期前期より地域包括ケアセンター、ケアマネージャー協議会へ委員の参加を依頼。また、後期からは事務局にも高齢分野の保健師に入ってもらった。 ○第5期障害福祉計画策定への参画 → 専門部会として計画部会を立ち上げ、第5期障害福祉計画策定において意見を計画に反映した。また、今後も計画の進捗状況を確認するという目的で年1回～2回計画部会を開催する予定。 ○シンポジウムの継続開催 → 平成29・30年度も継続してシンポジウムを実施し、地域へ協議会の周知や情報発信を引き続き行った。 ○障害者差別解消支援地域会議の設置 → 平成28年度に自立支援協議会のもとに設置したが、区より目指す方向性等が示せず運営について課題が多々あった。会議のあり方については本会や幹事会より事務局に意見を上げた。今期は、会議の議題や進行については可能な限り幹事会で検討する等運営の見直しを行った。 <p>地域における課題等</p> <p>【本会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定に関して、改めて本会でこれまで挙げた課題を整理し、また新たな課題についても精査し、課題解決に向けた取組が計画に反映されるよう働きかけた。具体的には、地域生活支援拠点の整備について・福祉人材の確保、育成、定着について・多様な住まいなどについて意見が反映された。 ○地域における課題が相談支援部会より本会に挙がるのが少なくなったこともあり、今後こういった論点で本会の議論を進めていくかを第6期の前期が終わる際に、整理し共有した。 ○相談支援部会の各グループの取り組み、課題の共有 ○地域移行促進部会の取り組み、課題の共有 ○地域生活支援拠点等の整備について検討（検討チームを設けて、コーディネーター機能や福祉人材の育成等について検討を進めた） <p>【相談支援部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今期も5つのグループに分かれて検討を行った。Aグループ：多職種連携 Bグループ：重心児 Cグループ：高齢者 Dグループ：移動・外出 Eグループ：児童期 テーマごとに議論が深まっており、高齢グループについては相談支援部会のグループとして行える検討に限界が見えてきており、部会化が必要ではないかとの意見もでてくる。 ○相談支援部会の活動をより発展させるために、以下の目的で各グループのリーダーが定期的に集まる場（リーダー会）を設けた。 <ul style="list-style-type: none"> ①各グループの進捗状況の共有 ②相談支援体制の在り方についての検討 ③上記テーマ以外の課題の抽出。 平成30年度は相談支援体制の在り方の検討を深めるため、他地域の基幹相談支援センターの視察を行った。 <p>【地域移行促進部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今期はより積極的かつ具体的な検討を進める目的で精神グループと知的グループに分かれて検討を行った。 精神G：地域移行をより積極的に進める方策について検討。課題の1つである対象者の掘り起こしについて、杉並区民が多く入院している病院38カ所にアンケートを送付し、返信のあった28カ所の病院にチームで訪問した。結果、これまでつながりのなかった病院から地域移行の相談が入るようになってきた。また、入院されている方の実態も把握することができた。→次期は病院訪問から見えてくる課題を精査し、解決に向けた検討を行うことと継続して病院訪問できる方策について検討していくことを確認、共有した。 知的G：知的障害者の地域移行・定着について議論を深めた。知的障害者の地域移行を進める上では、ハード面ソフト面両方の整備が欠かせないこと。まずは安心して暮らせる地域づくりが最優先であることを委員全員で確認共有した。地域づくり、地域の体制整備の課題は、地域移行だけの問題ではないことや相談支援部会でも議論を深める課題であることから、知的グループでの議論は相談支援部会に引継ぎ、知的グループとしての活動は一旦休止することを確認した。 <p>【働きかたサポート部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第5期に部会化することを確認し、今期前半は準備会を立ち上げ部会化に向けた準備を進め、後半より部会化した。「その人らしい暮らしの中で多様な働きかたができる地域づくりの推進」「区の就労に関する課題を整理し解決につなげるためのネットワークづくり」を目的に検討を行った。当事者主体の有益な議論を進めるには、どのような委員構成で、こういった議論を進めていくかなどについて検討中。 	<p>自立支援協議会の運営</p> <p>地域における課題等</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>課題解決までに至っていない</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>第7期自立支援協議会に向けて</p>